

## Ⅲ 保育施設再編整備に係る基本事項

### 1 目的

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の多くを過ごす場であり、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場でなければならず、保育にあたっては、健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えることが必要です。

本市認可保育所においては、保育ニーズの多様化に加え、低年齢児保育や長時間保育が増加し、平成 27 年度には初めて低年齢児を中心に待機児童が生じ、その数は年々増加する一方、小規模保育所では入所児童が急激に減少し集団保育が困難となっております。

また、施設が老朽化しており、年々、適正な保育環境の維持が難しくなっているなど、現行施設が抱える課題を踏まえ、少子化と低年齢児保育ニーズの拡大に対応する保育施設再編整備の基本事項を設定します。

#### (1) 児童の健全育成のための保育環境について

- 集団保育の必要性
  - ・ 幼少期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、競争心や協調性など、集団活動を通して発達段階に応じた社会性の習得が、児童の人間形成に重要な影響を与えます。
  - ・ 3 歳児から 5 歳児の適正規模としては、さまざまな活動を効果的に実施するためには、概ね各年齢層において 10 人以上が必要と考えられます。
- 保育施設環境の充実
  - ・ 現行施設の老朽化の状況を踏まえ、児童が安全かつ安心して保育を受けられる環境の整備に努めます。

#### (2) 保育施設の適正配置の考え方について

- 待機児童の解消
  - ・ 待機児童の解消のため、特に待機児童が多い低年齢児の受入枠確保を図ります。
- 入所児童数減少保育施設の統廃合検討基準
  - ・ 入所児童数が継続的に 10 人以下となることを見込まれる施設については、統廃合の検討対象とします。
  - ・ 入所児童の減少が著しい小規模保育所は、3 歳児から 5 歳児の受入施設が十分確保されていることを踏まえ、統廃合の対象とします。

- 民間事業者の参入促進と効率的な保育事業の実施
  - ・ 地域事情に配慮しながら民間事業者との共存による効率的な配置と運営を行います。
  - ・ 施設整備にあたっては民設民営や公設民営を基本とし、市が民間の参入を支援します。
  - ・ 民間事業者の参入の意向がない地域については、市が確保します。
  - ・ 公設公営の施設の民営化について検討します。
  - ・ 従来の分散的施設配置から、総合的で集約的な施設配置への移行を図ります。

### (3) 就学前児童に対する教育・保育の提供について

- 認定こども園の整備推進と適正な施設選択
  - ・ 少子化が進行する中で、児童の健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を確保すると共に、保護者の就労状況等家庭環境に関わらず等しく就学前児童を受け入れ、教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に行う、認定こども園の整備を推進します。
  - ・ 施設整備にあたっては、就学前児童の教育・保育ニーズや民間事業者の意向、地域事情を踏まえながら、認定こども園以外の施設も含め、最も相応しい施設を選択します。